

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所地域振興課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-54	石巻市網地島開発総合センター条例施行規則	2	利用の許可
< 審査基準の内容 > 別記様式（第2条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用目的・事由 公序良俗に反する目的・事由でないこと。 (1) 法令に違反する行為を伴うものでないこと。 (2) 他者に損害、損失を与えるものでないこと。 (3) 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと。 (4) 公の風紀を乱すものでないこと。 (5) 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと。 (6) 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと。 (7) 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと。 2 利用期間及び時間 利用目的の履行に必要と認められる期間であること。 (1) 不必要に占用する期間が含まれていないこと。 3 利用予定人数 施設の許容を超える人数でないこと。 4 利用設備 施設内の一般利用に供する設備であること。 5 利用責任者 暴力団関係者でないこと。 < 参考例規 > 石巻市網地島開発総合センター条例施行規則（平成17年石巻市規則第14号） （利用許可申請） 第2条 条例第2条の規定により、石巻市網地島開発総合センター（以下「網地島センター」という。）の利用許可を受けようとする者は、網地島開発総合センター利用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。 （利用許可） 第3条 市長は、前条に基づく申請を<u>適当と認めたときは</u>、許可するものとする。 石巻市網地島開発総合センター条例（平成17年石巻市条例第20条） （利用の許可） 第2条 網地島センターを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 市長は、網地島センターを利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前号に掲げるもののほか、網地島センターの管理上支障があるとき。			
設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	平成31年4月30日

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所地域振興課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-56	石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例施行規則	2	利用の許可
< 審査基準の内容 > 別記様式（第 2 条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用日時 施設が受入可能である期間 2 利用目的・事由 公序良俗に反する目的・事由でないこと (1) 法令に違反する行為を伴うものでないこと (2) 他者に損害、損失を与えるものでないこと (3) 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと (4) 公の風紀を乱すものでないこと (5) 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと (6) 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと (7) 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと 3 利用責任者 暴力団関係者でないこと < 参考例規 > 石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例施行規則（平成 2 6 年石巻市規則第 3 号） （利用許可申請） 第 2 条 条例第 4 条第 1 項の規定により上架施設の利用許可を受けようとする者は、石巻市鮎川漁港漁船上架施設利用許可申請書（様式第 1 号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。 （利用許可書の交付） 第 3 条 指定管理者は、前条の規定による申請を許可したときは、石巻市鮎川漁港漁船上架施設利用許可書（様式第 2 号）を交付するものとする。 2 条例第 4 条第 2 項の規定による許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 上架施設の利用中に発生した損害等については、指定管理者の責めに帰す場合を除き、全て利用者の責任において処理すること。 (2) 公務その他緊急の要請によりやむを得ないと判断したときは、上架施設の利用許可を一時的に中断又は中止すること。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、上架施設の適切な管理運営のために臨時に必要なとなる事項			

(利用許可の変更等)

第4条 前条第1項の許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可の変更又は利用の取消しを求めるときは、指定管理者に前条の許可書を添付し、石巻市鮎川漁港漁船上架施設利用許可変更（取消）申請書（様式第3号）により申請しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請がやむを得ないものと認めたときは、石巻市鮎川漁港漁船上架施設利用許可変更（取消）承認書（様式第4号）を利用者に交付するものとする。申請を適当と認めたときは、許可するものとする。

石巻市鮎川漁港漁船上架施設条例（平成25年石巻市条例第47条）

(利用許可)

第4条 上架施設を利用しようとする者（以下「利用希望者」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。

(許可の制限)

第5条 指定管理者は、利用希望者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、上架施設を利用させることが不適当と認めるとき。

(目的外利用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡しはならない。

設定年月日	平成26年2月28日	最終更新日	令和3年5月31日
-------	------------	-------	-----------

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-59	石巻市牡鹿地域拠点エリア 条例施行規則	4	利用の許可
< 審査基準の内容 > 別記様式（第2条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用期間 本施設の目的を達成すると認められる期間 ※短期間の利用は、施設への効果・影響を考慮し判断 2 利用目的（用途） (1) 本施設の目的を達成すると認められる目的・用途 ① 交流の促進及び地域振興に資する事業を実施するものであること (2) 公序良俗に反する目的でないこと ① 法令に違反する行為を伴うものでないこと ② 他者に損害、損失を与えるものでないこと ③ 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと ④ 公の風紀を乱すものでないこと ⑤ 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと ⑥ 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと ⑦ 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと 3 実施内容（営業種目等） 施設の来館者が観光の用に利用できる事業であること 4 利用責任者 ・利用に関し誓約書を提出できること ・所在が明らかであること（法人は登記事項証明書・個人は住民票を提出） ・市町村税（国保税含む）の滞納がないこと（納税証明等を提出） ・その他市長が必要と認める書類を提出できること ・暴力団関係者でないこと 5 内装工事の概要 (1) 施工期間は、社会通念上適切と認められる期間とする (2) 施工業者は、暴力団関係者でないこと (3) 内装・設備は、施設のイメージ、コンセプトを害するものでないこと 参考例規は次ページ			

＜参考例規＞

石巻市牡鹿地域拠点エリア条例施行規則 （令和元年石巻市規則第 8 6 号）

（利用許可申請等）

第 4 条 条例第 2 条第 1 項第 2 号の観光物産交流施設の区画（以下「テナント区画」という。）を利用しようとする者は、利用を開始しようとする日の 3 か月前までに、観光物産交流施設テナント区画利用許可申請書（様式第 2 号）に次に掲げる書類（第 2 号から第 4 号までの書類は、申請日前 1 か月以内に発行されたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 3 号）
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書（全部事項証明書又は現在事項証明書）
- (3) 個人事業主の場合は、代表者の住民票
- (4) 市町村税（国民健康保険税を含む。）の納税（納付）証明書又は滞納がないことの証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、適正であると認めたときは、観光物産交流施設テナント区画利用許可書（様式第 4 号）を交付するものとする。

3 テナント区画の利用期間は、利用を開始した日の翌日から起算して 5 年以内とする。

石巻市牡鹿地域拠点エリア条例 （平成 3 0 年石巻市条例第 5 1 号）

（利用の許可）

第 5 条 観光物産交流施設の専有部分（以下「テナント区画」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、第 1 項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備等を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例（平成 21 年石巻市条例第 37 号）第 3 条第 1 項の規定に該当すると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

設定年月日

平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日

最終更新日

令和 4 年 3 月 1 6 日

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所地域振興課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-64	石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例施行規則	2	利用の許可
< 審査基準の内容 > 別記様式（第 2 条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用責任者 事前予約者 2 利用目的 キャンプ・オートキャンプ・ケビン棟宿泊 3 利用期間及び時間 条例第 4 条第 1 項に定める期間及び時間のうち事前予約で承認された期間及び時間 4 利用人数 各施設の定員以内 5 利用施設 事前予約した施設及び供用施設（管理棟供用部分、サニタリー棟） < 参考例規 > 石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例施行規則 （平成 1 7 年石巻市規則第 1 9 6 号） （利用の申請） 第 2 条 条例第 5 条の規定により石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場（以下「家族旅行村」という。）内の施設の利用許可を受けようとする者は、家族旅行村オートキャンプ場施設利用許可申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。 （利用許可） 第 3 条 市長は、前条の申請を適当と認めたときは、家族旅行村オートキャンプ場施設利用許可書兼領収書（様式第 2 号）をもって許可するものとする。 （禁止行為） 第 7 条 家族旅行村の利用者は、家族旅行村内において、次に掲げる行為をしてはならない。 （1） 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。 （2） 土地の形状を変更し、又は土石を採取すること。 （3） 鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。 （4） 市長が指定する場所以外の場所で焚火し、又は火気を使用すること。 （5） 物品を販売すること。 （6） 工作物及び備品を汚損し、又は破壊すること。 （7） 市長が指定する場所以外の場所に車両を乗り入れること。 （8） 興行を行うこと。 （9） 競技会、展示会その他これに類する催しをすること。 （10） 前各号に掲げる行為のほか、市長が別に定める行為			

石巻市おしか家族旅行村オートキャンプ場条例（平成１７年石巻市条例第３０号）

（利用の許可）

第５条 家族旅行村の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（禁止行為）

第９条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （１） 施設内及び施設周辺の樹木、土石等が無断で採取すること。
- （２） 公益を害し、又は風俗を乱すこと。
- （３） 建物その他附属物を損傷すること。
- （４） 利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。

設定年月日	平成１７年４月１日	最終更新日	令和３年５月３１日
-------	-----------	-------	-----------

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所地域振興課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-68	石巻市十八成浜ビーチパーク条例施行規則	2	行為の許可
< 審査基準の内容 > 別記様式（第 2 条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用目的・利用内容（許可を必要とする行為） （1）条例に定める行為 ① 広場又は休憩棟で火気の使用又はテント等の設置（条例第 4 条） ② 営利を目的とした行為（条例第 6 条第 1 項第 1 号） ③ 募金その他これらに類する行為（条例第 6 条第 1 項第 2 号） ④ ビーチパークの施設を独占して利用する行為（条例第 6 条第 1 項第 3 号） ただし②から④までの事項は、条例第 6 条第 2 項により許可 （2）公序良俗に反する目的でないこと ① 法令に違反する行為を伴うものでないこと ② 他者に損害、損失を与えるものでないこと ③ 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと ④ 公の風紀を乱すものでないこと ⑤ 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと ⑥ 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと ⑦ 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと 2 利用場所 当施設内のうち他の用途に影響を及ぼさない場所 3 利用面積 当施設内のうち他の用途に影響を及ぼさない面積 4 利用期間 当施設内の他の用途に影響を及ぼさない期間 5 利用責任者 所在・連絡先が明らかな者 < 参考例規 > 石巻市十八成浜ビーチパーク条例施行規則（令和 2 年石巻市規則第 4 7 号） （行為の許可申請等） 第 2 条 条例第 6 条第 1 項の許可を受けようとする者は、石巻市十八成浜ビーチパーク利用許可申請書（様式第 1 号）を利用期日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、申請内容が条例第 6 条第 2 項各号の規定に該当すると認めたときは、石巻市十八成浜ビーチパーク利用許可			

書（様式第 2 号）を交付するものとする。

（利用許可）

第 3 条 市長は、前条に基づく申請を適当と認めたときは、許可するものとする。

石巻市十八成浜ビーチパーク条例（令和 2 年石巻市条例第 1 3 条）

（行為の禁止）

第 5 条 ビーチパーク内においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- （2） 指定された場所以外の場所にごみ、消し炭等を捨てること。
- （3） 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- （4） 危険のおそれのある遊戯をし、又は利用に支障のある行為をすること。
- （5） 指定された場所以外の場所で火気を使用し、又はテント等を設置すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、ビーチパークの管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

（行為の制限）

第 6 条 ビーチパークにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1） 営利を目的とした行為
- （2） 募金その他これらに類する行為
- （3） ビーチパークの施設を独占して利用する行為

2 市長は、次のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可を与えることができる。

- （1） 第 1 条に規定する目的に反しないと認めるとき。
- （2） 公益上必要と認めるとき。

3 市長は、前項の許可にビーチパークの管理上必要な範囲内で条件を付し、又はこれを変更することができる。

設定年月日	令和 2 年 3 月 1 7 日	最終更新日	令和 2 年 3 月 1 7 日
-------	------------------	-------	------------------

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-69	石巻市牡鹿保健福祉センター条例施行規則	第3条 第4条	利用許可
<審査基準の内容> 別記様式（第3条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用目的・事由 公序良俗に反する目的・事由でないこと。 (1) 法令に違反する行為を伴うものでないこと。 (2) 他者に損害、損失を与えるものでないこと。 (3) 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと。 (4) 公の風紀を乱すものでないこと。 (5) 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと。 (6) 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと。 (7) 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと。 2 利用期間及び時間 利用目的の履行に必要と認められる期間であること。 (1) 不必要に占用する期間が含まれていないこと。 3 利用予定人数 施設の許容を超える人数でないこと。 4 利用設備 施設内の一般利用に供する設備であること。 5 利用責任者 暴力団関係者でないこと。 <参考例規> 石巻市牡鹿保健福祉センター条例施行規則 (利用許可申請) 第3条 条例第4条第1項の規定によりセンターの利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ石巻市牡鹿保健福祉センター利用許可申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。 (利用許可) 第4条 市長は、前条の規定による申請を許可したとき、又は許可しなかったときは、当該申請書にその旨を記録し、申請者に通知するものとする。許可を受けた事項を変更する申請のときも、また同様とする。 石巻市牡鹿保健福祉センター条例 (利用許可) 第4条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。 2 市長は、前項の許可を与える場合において管理上必要な条件を付することができる。 3 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を許可しないものとする。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、設備等を損傷し、又は著しく汚損するおそれがあると認めるとき。			

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターを利用させることが不適當と認める
とき。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、施設の設置目的を常に認識し、施設及び施設に備える物品等を丁重
に扱うようにしなければならない。

2 利用者は、その利用が終わったときは、利用した施設及び施設に備える物品等を原
状に復して返還しなければならない。

3 利用者は、その利用において施設、設備等に損害を及ぼしたときは、その損害を賠
償しなければならない。ただし、市長が、正当な理由又はやむを得ない事由があると
認めたときは、この限りでない。

設定年月日

平成17年4月1日

最終更新日

令和4年4月1日

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所市民福祉課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-70	石巻市網地島高齢者生活福祉センター条例施行規則	第 2 条	利用の許可
<審査基準の内容> 別記様式（第 3 条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用日時 施設が受入可能である期間であり入居判定会議で決定する。 2 利用目的・事由 公序良俗に反する目的・事由でないこと。 （1）法令に違反する行為を伴うものでないこと。 （2）他者に損害、損失を与えるものでないこと。 （3）人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと。 （4）公の風紀を乱すものでないこと。 （5）公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと。 （6）施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと。 （7）施設の目的を著しく逸脱するものでないこと 3 利用者 市内に居住するおおむね 65 歳以上の 1 人暮らしの者及び夫婦のみの世帯であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるものとする。 4 利用期間入利用期間は最大で 6 か月以内とし、入居延長する場合は、再度入居判定会議で決定する。 <参考例規> 石巻市網地島高齢者生活福祉センター条例施行規則 （利用許可申請等） 第 2 条 条例第 6 条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、網地島高齢者生活福祉センター利用許可申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて指定管理者に申請をしなければならない。 2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは速やかに調査し、利用の可否を決定するものとする。ただし、利用者の健康状態が診査によって判別することが困難な場合は、申請者から医師証明書を徴することができる。 3 指定管理者は、前項の規定により利用を許可したときは、当該申請者を網地島高齢者生活福祉センター利用対象者名簿（様式第 2 号）に登録するものとする。 石巻市網地島高齢者生活福祉センター条例 （利用の許可） 第 6 条 生活福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。 2 指定管理者は、前項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当する			

ときは、生活福祉センターの利用を許可しない。

- (1) 伝染性の疾患を有するとき。
- (2) 疾病又は負傷のため入院治療が必要なとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (4) 施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると指定管理者が認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が不適當と認めるとき。

3 指定管理者は、必要に応じ許可に条件を付けることができる。

設定年月日

令和2年4月1日

最終更新日

令和3年6月1日

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：牡鹿総合支所市民福祉課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-71	石巻市生きがいデイサービス事業実施要綱	第 6 条	利用申請等
<審査基準の内容> 別記様式（第 3 条関係）の次の項目内容が適当であると認められるとき 1 利用目的・事由 公序良俗に反する目的・事由でないこと (1) 法令に違反する行為を伴うものでないこと。 (2) 他者に損害、損失を与えるものでないこと。 (3) 人権侵害、差別的行為を伴うものでないこと。 (4) 公の風紀を乱すものでないこと。 (5) 公害の発生、公衆衛生、環境に影響を及ぼすものでないこと。 (6) 施設・設備に損害、損失を与えるものでないこと。 (7) 施設の目的を著しく逸脱するものでないこと。 2 利用者 網地島地区における高齢者（65 歳以上）で、家に閉じこもりがちな者とし利用登録者であること <参考例規> (利用申請等) 第 6 条 事業を利用しようとする者又はその家族（以下「申請者」という。）は、石巻市生きがいデイサービス利用申請書（様式第 1 号）により、市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、石巻市生きがいデイサービス利用決定通知書（様式第 2 号）又は石巻市生きがいデイサービス利用却下通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。 3 第 1 項に規定する申請の手続は、地域包括支援センター又は在宅介護支援センター（以下「地域包括支援センター等」という。）を経由して行うことができる。			
設定年月日	平成 21 年 3 月 16 日	最終更新日	令和 2 年 4 月 1 日